

## 児童相談所一時保護施設第三者評価 評価結果

施設名	富山県高岡児童相談所一時保護施設
第三者評価機関名	一般社団法人 富山県介護福祉士会
訪問調査日	令和7年12月18日(木)～12月19日(金)

### 総評

#### 総評（全体総評）

##### 【優れている点】

- ・ こどもの権利については、児童相談所の職員からの説明に加え、一時保護施設職員からも説明を行い、分からない点はかみ砕いて説明するようしており、きめ細かな対応が見受けられます。また、県独自の「こどもの権利ノート」は、年齢や理解力に応じて2種類作成されており、理解しやすいように工夫されています。
- ・ 意見や意向を伝える手段として、こどもが毎日提出することとしている日記はファイル（バインダー）が使用されており、封筒と便箋が常に同封されているため、ほかの人に知られないように意見・要望・苦情等を書いて挟むことができます。また、野菜を残すこどもに対して過度な介入をせず、見守りに徹していた職員の思いをきくことができました。一時保護施設での生活において、こどもの心身の安定化を図り、安心感を持てるような配慮がされています。
- ・ こどもが前向きになれるように、また、自己肯定感を上げることを目的に、当番表をツールとして使い、「全部できなくてもここまでできたね」と褒めるようにするなど工夫しながら実践している様子がうかがえます。宿直日誌、保護日誌、観察記録表などからも、こどものストレンクス（強み）を記録に残していることが確認できます。
- ・ 施設は令和4年に移転し、新しく、光が差し込む明るい環境となっています。こどもにとって安心・安全に配慮され居心地の良い空間となっています。居室は自分のプライベートな空間となり、共有スペースは備品や遊び道具・本・DVDなどこどもの生活にふさわしいものが置かれています。
- ・ 食事は、調理員がこどもの年齢に合わせて味付けや盛り付けを変えています。未就学児や低学年のこどものウインナーは蟹のような形にカットされ、こどもの喜ぶ様子が見られました。こどもが食べたいものを希望する体制も整っています。
- ・ 一時保護施設と児童相談所が併設されているため、一時保護施設の職員と児童福祉司や児童心理司などの相談部門の職員間で、日常的にコミュニケーションを図り、相互の情報が共有できています。一時保護施設職員は、こどもの様子から気持ちの汲み取りに努め、生活の中でのこどもの変化等をタイムリーに伝えています。また、相談部門からのこどもの情報を聞き、面接後等のアフターケアを行い、こどもの心に寄り添った対応を心がけています。

### 【今後に期待する点】

- ・一時保護施設としての理念や基本方針は明文化されていないものの、職員個々の能力や志の高さにより、今のところは一時保護の基本的な考え方が、関わる職員間では共有できているように見受けられます。より効果的、効率的に共有できるよう理念・基本方針の明文化に期待します。
- ・一時保護施設の設備及び運営に関する基準により一時保護施設に配置すべき児童指導員及び保育士としては、現状として児童指導員2名、保育士1名が配置されており、職員のゆとりや安全面への配慮などを考えると、着実に人員を確保しさらに多様なこどもへの対応が適切にできるようになることを期待します。
- ・今後は「こどもの生活に関する今後の方針の検討」に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うと共に、一時保護児童行動観察記録に「こどもの意見・意向」の欄を設けるなど児童相談所と合同でこどもの意見・意向をまず受け止めるという意識・姿勢に期待します。
- ・被措置児童等虐待対応については、マニュアルは整備されていますが、一時保護施設の専任職員だけでなく、一時保護児童に関わるすべての職員に虐待防止研修、特に心理的虐待について学ぶ機会を設けるとともに、一時保護施設が虐待により心身に傷を受け、不安や緊張の高い状態のこどもたちが初めて来る場所であるという視点を絶えず持ち、振り返りができるような環境づくりに期待します。
- ・継続的に研修すべきテーマや法改正等で押さえておくべきテーマ、施設全体を振り返ったときに必要とするテーマなどの研修等を実施していくことが必要です。外部研修や内部研修など年間研修計画を立て、職員（会計年度任用職員も含む。）が参加し、多様化するこどものニーズに合った研修の継続的な実施に期待します。

取り組み主体	課題、取り組むべき事項、改善方法の提案など
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の機会（内部研修、外部研修）を確保し、他の自治体の実践例を学び支援に活かすことに期待します。</li> <li>・子どもとの関わりにおいて、自分の気持ちを表現できない子どもや大人に遠慮してしまう子どももいることを鑑み、子どもの気持ちや本音を聞き出せるスキルを更に磨いていくことに期待します。</li> </ul>
一時保護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩時間の確保が困難なときがあり、また、緊急の一時保護の対応等による時間外勤務が発生していることから、職員の確保に係る計画に基づく人員配置により、職場環境、労働環境が改善されることを期待します。</li> <li>・事業計画の見直しを年度末に限定せず、可能なときに随時確認、検証を行い、PDCAサイクルを進めていくことが必要です。</li> <li>・一時保護施設の理念を明文化し、職員の目標を明確にして子どもたちの最善の利益の実現や、今よりも更に質の高い支援を行うことに期待します。</li> </ul>
自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、医療ニーズのある子どもへの対応を行うことも考えられることから、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づき、一時保護施設専任の看護師（保健師）を配置することに期待します。</li> <li>・子どもと関わる職員全員に対し、一時保護施設の特性を考慮した関わりや対応への理解が求められると考えます。</li> </ul>

## 第1部 こども本位の支援

### 総評（第1部）

#### 【優れている点】

#### ○一時保護施設の理念・基本方針（No. 2, 4, 5）

- ・職員は、迎え入れの際に、こどもがリラックスするように雑談から入り、落ち着いてから施設のルールについて説明するなど配慮しています。こどもの言葉の裏のさみしさや思いに寄り添い傾聴するなど、安心できる場所となるよう努めています。また、こどもの気持ちをすべて聞き取ることができると思わない謙虚な姿勢で日々対応しています。
- ・こどもが前向きになれるように、また、自己肯定感を上げることを目的に、当番表をツールとして使い、「全部できなくてもここまでできたね」と褒めるようにするなど工夫しながら実践している様子がうかがえます。宿直日誌、保護日誌、観察記録表などからも、こどもの良いところに着目した記録を確認することができます。こどもへのアンケートからも、ピアノが弾けるようになったり、できることが増え、大切にされていることを実感している内容が確認できます。
- ・こどもの生活を構造化し、見通しを持たせることで安心感を提供するためのツールとしての日課はありますが、午前中の学習の時間でも強制することはなく、また、こどもが「行きたい」と言えば、職員間で連携し、敷地内の中庭でキャッチボール、バドミントン、砂場遊びなど安全面に配慮しながら支援が行われています。また、施設の車で近くの公園や、図書館などに出かける機会も設けています。

#### ○こどもの権利・こどもの意向の尊重（No. 6, 7, 9, 11, 12, 14）

- ・こどもの年齢や理解力に応じた2種類の「権利ノート」が用意されており、児童相談所の児童福祉司や児童心理司が個別にわかりやすく説明しています。一時保護施設の職員は、内容が理解できているか「わかった？」と声かけをしたり、内容を質問してどこまで理解できたか確認し、わかりやすくかみ砕いて補足説明するなど、こどもが理解できるような工夫がされていることが確認できます。
- ・こどもが意見や意向を伝える手段として、毎日提出する日記はファイル（バインダー）が使用されており、その中に、ほかの人に知られないように封筒を挟むことができるようになっていました。日記を受け取った職員は、封筒を開封せず所長に渡し、所長が開封し、手紙には対処した日付と内容が記載され、誠実な対応が行われています。また、手紙は箱に入れ、大切な宝物として保管されています。
- ・日課やルールについては年齢や理解度に応じた2通りの案内（しおり）が作成され、大切なところや要点を重点的に説明しています。理解が薄まってきたと感じられるときは再度伝えられています。約束事項への署名などの強要はみられず、適切な支援が行われています。また、なぜそうした方が良いのかが分かりやすく色を変えて書いてあり、こども自身の権利とともに他のこどもの権利や思いを尊重するためのルールであることについても理解が深まるように配慮されています。
- ・一時保護の解除にあたり、こどもが嫌だと言う場合は解除を行わず、何が嫌なのか、何が心配なのかを聞いて仕切り直しています。児童相談所とは同じ建物に併設され、児童相談所職員と一時保護施設職員は、システムで常時情報共有できており、こどもに一時保護解除の理由や解除後の生活を伝え、納得して安心して帰れるように連携して支援しています。

- ・ こどもにより本音を話しやすい場面に違いがあり、職員はこどもの個性に合わせて、また、周りに人がいないかを確認し、プライバシーにも配慮しながら思いを引き出しています。職員は、こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明し同意を得たうえで共有しています。こどもに対する面接技法に関しても先輩、後輩職員間で適切に共有されています。
- ・ 日記に挟んで出された封筒は、所長により手紙の内容が確認され、放置されることなく検討や確認、対応が行われています。こどもの意見を聞く機会を定期的に設けているわけではありませんが、職員は、日々の関わりの中できめ細かく意見や希望を聞いている様子がうかがえ、また、理屈と感情を分けて聞いて今後の対応にも繋げています。叶えられないことや、すぐに対応できないこともこどもにわかりやすく説明し伝えています。ルールの見直しの希望があり、異動してきた職員からみて違和感があったり、必要がないと思えるルールを変更し、こどもの意見を尊重した一時保護等の質の向上を図る取り組みが実践されています。

#### ○一時保護施設における権利制限 (No. 17, 18)

- ・ 感染症対策で個室対応する場合、熱が下がったらすぐに合流しています。こどもが興奮状態のときなど、こころを落ち着かせるため部屋で過ごしたいと希望がある場合でも、職員が付き添ったり見守ったりするなど配慮されており、また、こどもに罰を与えるような安易な個別対応は行われていません。
- ・ 居室には鍵付きの棚があり、大切なものを保管することができます。職員はこども達に、大切なものを共有スペースに持ってくると汚れたり壊れたりするかもしれないので、自室で利用するように説明し同意を得ています。シャンプーや保湿クリームの持ち込みも可能です。スマートフォンはこどもの安全や個人情報の流失防止の観点から持ち込み及び使用は禁止されていますが、事務所の金庫で保管されているため、こどもが希望するときは保管の状況を確認でき、安心感に繋がっています。装飾品や化粧品などは安全や健康への配慮が必要なため、持ち込めない理由を説明し同意を得ています。

#### ○入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止 (No. 20, 21)

- ・ 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いへの配慮が必要なこどもの受け入れは今までないですが、受け入れ時には児童相談所の児童心理司から情報が入ってくるため、現在、対応できるような体制は整っています。
- ・ 現在のところ多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもの受け入れはありませんが、児童相談所への相談事例はあり、児童相談所との合同の会議の中でも情報共有し、リハーサルしています。個室は、静養室の1室で対応でき、必要に応じて対応できる体制が整っています。

#### 【今後に期待する点】

#### ○一時保護施設の理念・基本方針 (No. 2, 3)

- ・ 短期間でこどもが入れ替わる施設であるからこそ、第一印象や一瞬の言動に細心の注意が必要であり、こどもが落ち着いてから施設のルールについて説明したり、こどもの言葉の裏の寂しさや思いに寄り添い傾聴したりするなど、一時保護施設が安心できる場所となるよう努めておられますが「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック (第2部 新任職員のセルフケア (I. 新任職員お悩み・不安Q&A))」などを利用し、こどもが心理的な圧を感じないように、より良い改善に期待しています。
- ・ 職員アンケートからも、トラウマインフォームドケア(TIC)の視点や考え方の共有の必要性を感じていることがうかがえますが、現場の子どもたちの養育を優先しているため、内

部での勉強会や会議の時間がとれない現状があります。しかし、子どもだけでなく職員を二次的外傷性ストレスから守るためにもTICの視点・考え方の浸透は必要であり、他県でも人員が少ない中、研修や勉強会への参加を工夫している現状があり、改善が望まれます。

○子どもの権利・子どもの意向の尊重 (No. 8, 13)

- ・子どもの意見表明等支援事業以外の外部の第三者に相談できる仕組みがないため、様々な形で子どもの声を受け止められるよう、更なる工夫に期待したいです。
- ・一時保護の解除の時期や解除後の生活については併設された児童相談所の児童福祉司・児童心理司が行っているため、職員が子どもから聞かれた場合は児童福祉司・児童心理司に伝え対応していますが、一時保護施設として、子どもが今後の方針の検討に主体的に参画する支援は行えていません。また、子どもの意向を聞き、尊重した対応を心がけていますが、一時保護児童行動観察記録に子どもの思いを記載する欄がなく、明文化されていません。今後は子どもの生活に関する今後の方針の検討に、子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うと共に、一時保護児童行動観察記録に「子どもの意見・意向」の欄を設けるなど、児童相談所と合同で子どもの意見・意向をまず受け止めるという意識・姿勢に期待しています。

【評価項目ごとの評価】

項目	評価項目	評価結果
1.一時保護施設の理念・基本方針		
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	B
No.2	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	B
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
No.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重		
No.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
No.8	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	B
No.9	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	B
No.11	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	子どもの援助指針(援助方針)等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	C
No.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A

3. 一時保護施設における権利制限		
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止		
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
No.20	こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

## 第2部 一時保護施設的环境・運営体制

### 総評（第2部）

#### 【優れている点】

##### ○一時保護施設的环境（No. 23, 24）

- ・施設内は新しく、光が差し込む明るい環境となっています。子どもにとって安心・安全かつプライバシーに配慮されています。ユニットの整備はされていませんが、個々に合わせた対応や居室は自分のプライベートな空間となり、居心地の良い空間となっています。共有スペースは備品や遊び道具・本・DVDなど子どもの生活にふさわしいものが置かれています。

##### ○職員体制・職場環境（No. 25）

- ・指導教育担当職員が配置され、スーパーバイズを行うことができる職員がいる体制となっています。職員は、子どもが安心・安全に過ごせるように、子どもの話に耳を傾け、気持ちに寄り添った対応や小さな子どもにはスキンシップを取って、子どもの心に丁寧にやさしく接するよう努めています。信頼関係を構築し温かく広い心で接する、家庭的な雰囲気があります。

##### ○情報共有・関係者間連携（No. 30, 31, 32）

- ・職員間での情報の引継ぎは、朝・夕の申し送りを実施しています。職員間のコミュニケーションが図られ、日常の中で口頭による共有や掲示板での閲覧など共有方法は工夫されています。
- ・一時保護施設と、児童相談所が併設されているため、一時保護施設の職員と児童福祉司や児童心理司などの相談部門の職員間で、日常的にコミュニケーションを図り、相互の情報が共有できています。一時保護施設職員は、子どもの様子から気持ちの汲み取りに努め、生活の中での子どもの変化等をタイムリーに伝えています。また、相談部門から面接時の子どもの情報を聞くと、アフターケアを行い、子どもの心に寄り添った対応を心がけています。個人情報適切に管理されており、関係者以外が見ることができないようになっています。

#### 【今後に期待する点】

##### ○職員体制・職場環境（No. 26, 27, 28, 29）

- ・職員のヒアリングから、一時保護施設で限られた時間の中での関わりを大切にしていることが分かりました。有効な言葉がけや良いことを見つけて肯定的に支援をするよう心がけ、子どもへの適切な対応を日々子ども第一に考え取り組んでいます。しかし、子どもと真剣に向き合いながらも、一人ひとりにゆとりをもって接することができないもどかしさや時間的な余裕が乏しい状況にあります。一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づき配置すべき職員のうち、児童指導員及び保育士としては、現状として児童指導員2名、保育士1名の3名が配置されており、職員のゆとりや安全面への配慮などを考えると、着実に人員を確保しさらに多様な子どもへの対応が適切にできることに期待します。
- ・子どもの最善の利益の実現に向けた質の高い支援を行うため、一時保護施設職員のさらなる質の向上のための取り組みが不可欠です。そのため、研修の充実を図ることを期待します。継続的に研修すべきテーマや法改正等で押さえておくべきテーマ、施設全体を振り返ったときに必要とするテーマなどの研修等を実施していくことが必要です。外部研修や内部研修など年間研修計画を立て、職員（会計年度任用職員も含む。）が参加し、多様化する子どものニーズに合った研修の継続的な実施が望まれます。また、多くの職員が参加できる研修は、

一時保護業務との調整が困難であることから、研修体制の工夫も望まれます。

- ・ 休憩時間の確保が困難なときがある現状や、緊急の一時保護等による時間外勤務の発生により、職員の疲弊が懸念されます。職員によっては精神的に負担が大きい職場でもありますので、こどもの権利を守り、そこで働く職員を守るためにも安心して働ける職場環境づくりを目指していただきたいです。

### 【評価項目ごとの評価】

項目	評価項目	評価結果
1. 一時保護施設的环境		
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
2. 職員体制・職場環境		
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
3. 情報共有・関係者間連携		
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	S
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
4. 関係機関との連携		
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

### 第3部 一時保護施設における支援

#### 総評（第3部）

##### 【優れている点】

##### ○一時保護施設の運営（No. 37, 39, 45）

- ・共有スペースには日課表と当番表が掲示され、それぞれのこどもの面談予定も記載されています。今後どうなるのかという不安な気持ちに寄り添い、面談予定を入れることによって、こども自身にも今後の見通しを共有し、安心して生活を送れるよう配慮されています。
- ・食事の基本的なメニューは決められていますが、調理員がこどもの年齢に合わせて味付けや盛り付けを変えています。未就学児や低学年のこどものウインナーは蟹のような形にカットされ、こどもの明るい声が印象的でした。こどもが食べたいものを希望する体制も整っています。  
また、野菜を残すこどもに対して過度な介入をせず、見守りに徹していた職員の思いをきくことができました。一時保護施設での生活において、こどもの心身の安定化を図り、安心感を持てるような配慮がされています。
- ・建物の設計自体が、こどもが無断外出をしにくい造りになっています。無断外出の機会は、他のこどもの目に触れない場所で起きやすいことは相談部門へも共有されていて、無断外出に対するマニュアルやフローも整備されています。  
無断外出した後のこどもとは話し合う機会を設け、背景要因を探り、こどもが抱えている課題解決に向け相談部門と連携を図っています。

##### ○アセスメント・支援方針（No. 47）

- ・児童相談所が同一建物内に設置されているため、こどもとこどもの家庭に関する情報は、速やかに共有することが可能です。同一建物内に相談部門と一時保護施設が併設されていることで、各種会議も円滑に開催ができています。併設であることの優位性を活かして運営されています。

##### ○一人ひとりの特性や課題等への対応（No. 56）

- ・地域柄、重大事件に係る触法少年を受け入れることは稀とのことですが、個人情報の保護に配慮された構造になっています。通常の出入口とは分けた玄関で、居室まで他のこどもとは接しない動線が作られています。

##### ○一時保護施設からの退所に向けた支援（No. 59, 60）

- ・一時保護施設からの退所にあたって、時期をみてこども本人にも説明を行い、こどもの意見を尊重する姿勢で取り組んでいます。退所後も、こどもが困ったときの拠り所となれるようSOSの出し方を伝え、構築した関係性が失われることへの不安な気持ちにも寄り添っています。

##### 【今後期待する点】

##### ○一時保護施設の運営（No. 38, 44）

- ・こどもが自己選択、自己決定できるよう、様々な種類の遊具や備品などが準備されていました。現在、遊具や備品の点検は不定期に実施されているとのことですが、職員が気付いたときに点検を実施するという体制から、期間を定め、定期的な点検の実施ができる体制に変えることで、事故などのリスク回避にもつながります。毎日の生活の場でこどもの安全が守られるような配慮に期待します。

- ・一時保護施設で生活をするようになったこどもは、大きな精神的負担を抱えています。遠慮する気持ちから自分の思いを表現できなかつたり、我慢強いこどももいることを念頭に、こどもの気持ちに寄り添った対応や言動に期待します。

- ・個人情報保護の観点からリモート授業の対応は困難であるとのこと、理解しました。しかしながら、学校の地域により、または職員の体制により送迎が困難な場合は、こどもが在籍校との関わりを持つ手段として、リモート授業が大切な役割を果たすツールとなります。学校の環境が整っている場合、個人情報保護に留意し、リモート授業が実施できるような環境整備を検討されることに期待します。

○アセスメント・支援方針（No. 50）

- ・児童相談所と同一建物に位置しているため、こどもの生活状況などを迅速に共有できています。支援方針についても、一時保護施設職員が受理・援助方針会議に参加をして検討されていますが、口頭で共有され書面で残されていないことから、書面を作成し、保管しておく必要があります。なお、現在、記録はデータ保存され、すぐに確認ができるとのことですが、書面も保管することで、災害時など電子機器での確認が困難なときにも、内容の確認や対応が徹底されるのではないかと考えます。

○一人ひとりの特性や課題等への対応（No. 55）

- ・他害や破壊行動、自傷等の行動が発生した時の他児へのケアについて、既存のマニュアルへの追加記載が計画的に遂行されることを期待します。

**【評価項目ごとの評価】**

項目	評価項目	評価結果
1. 一時保護施設の運営		
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
No.39	食事を適切に提供しているか	A
No.40	こどもの入浴は適切か	A
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
2. アセスメント・支援方針		
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A

No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
No.50	行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	B
No.51	総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応		
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	B
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援		
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

#### 第4部 一時保護施設の管理運営

##### 総評（第4部）

###### 【優れている点】

###### ○安全管理（No. 61, 62, 63, 64）

- ・強引な面会要求、引き取り要求への対応や一時保護中の事故等への対応、災害への対応、不審者の侵入・庁舎管理上の緊急事態等のマニュアルが整備され、フローチャートでわかりやすい書面になっています。「危機管理対応マニュアル」をもって職員全員が周知し共有しています。

###### 【今後に期待する点】

###### ○安全管理（No. 61）

- ・「危機管理対応マニュアル」は整備されていますが、PDCAサイクルの観点から定期的に見直しを行い、作成されたマニュアルを活用し職員研修を実施していくことが望まれます。

###### ○施設運営計画（No. 66, 67）

- ・事業計画は策定されていますが、必要な改善・見直しを行い、PDCAサイクルのもと質の向上を行うための取り組みが望まれます。また、職員やこどもの意見を踏まえて作られることが必要です。

- ・職員の意見や要望を聞く機会を設け、組織運営を振り返る機会を持ち、職員の意見を反映させ、職員全員で考える施設づくりを目指していただきたいです。そのためにも第三者評価の自己評価を活用し、職員一人ひとりが互いに問題意識や悩みを共有し、改善案について考える機会を設けることで、一時保護施設全体の意識向上につなげていくことに期待します。

##### 【評価項目ごとの評価】

項目	評価項目	評価結果
1. 安全管理		
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	C
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	B
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
2. 施設運営計画		
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	C
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	C